2017

マーチ・レース規則書

MARCH Race

WAKO'S

SEV

REGULATIONS

All For One Racing Association（AFO）

MARCH Race　今までも、これからも。

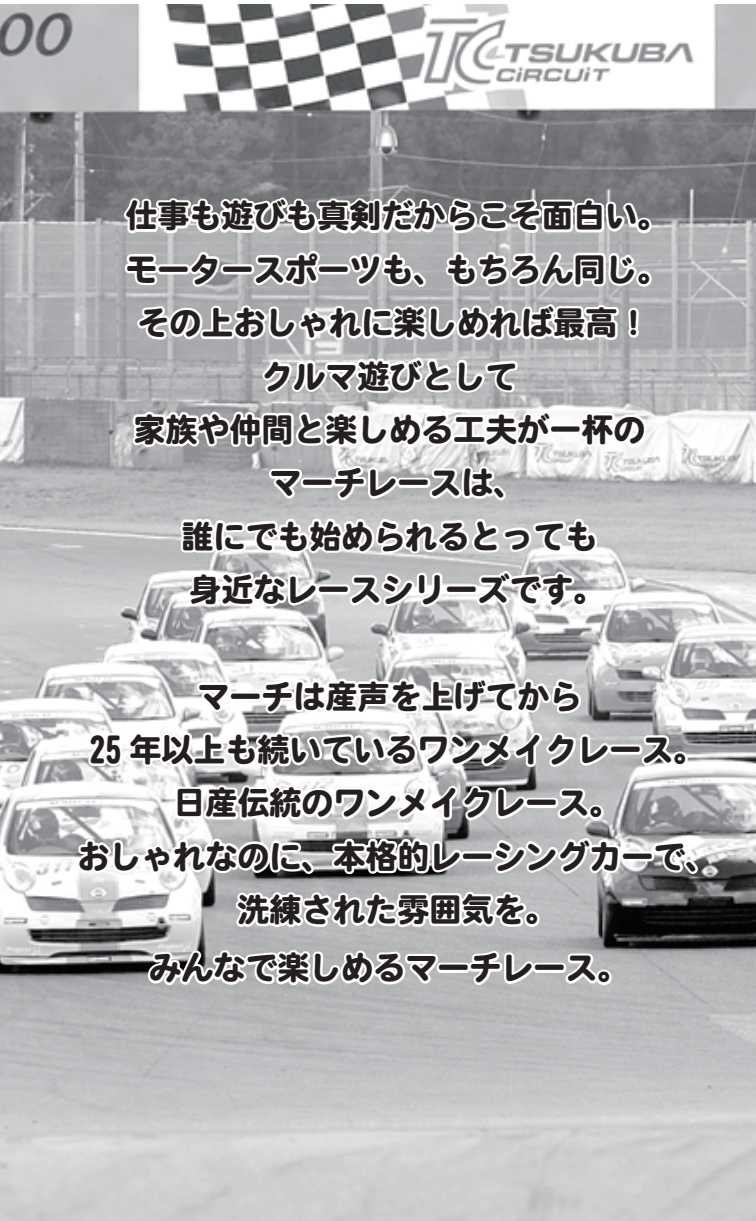

仕事も遊びも真剣だからこそ面白い。
モータースポーツも、もちろん同じ。
その上おしゃれに楽しめれば最高！
クルマ遊びとして
家族や仲間と楽しめる工夫が一杯の
マーチレースは、
誰にでも始められるとっても
身近なレースシリーズです。

マーチは産声を上げてから
25 年以上も続いているワンメイクレース。
日産伝統のワンメイクレース。
おしゃれなのに、本格的レーシングカーで、
洗練された雰囲気を。
みんなで楽しめるマーチレース。

開催日程 (2017 年)

	開催日	競技会名称	開催地
1	4. 9	2017 もてぎチャンピオンカップレース第 2 戦	もてぎ
2	6.18	2017 もてぎチャンピオンカップレース第 3 戦	もてぎ
3	9.24	2017 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA	筑波
4	10.22	2017 SCCN OCTOBER RACE MEETING in SODEGAURA	袖ヶ浦
5	11.19	2017 SCCN NOVEMBER RACE MEETING in TSUKUBA	筑波

賞　典

1. シリーズ賞典

ドライバーズポイントの合計上位 6 位までのドライバーに対し、下記の賞典を授与致します。

MARCH Race

	オーガナイザー賞
1 位	トロフィー
2 位	トロフィー
3 位	トロフィー
4 位	トロフィー
5 位	トロフィー
6 位	トロフィー

2. レディース賞

女性ドライバーで獲得したシリーズポイントの最上位の方に対し、下記の賞典を授与致します。

レディース賞

(女性が 3 名以上いた場合)

	オーガナイザー賞
1 位	トロフィー

3. 各大会賞典

大会の決勝レース結果にて第 6 位までのドライバーに対し、下記の大会賞が授与されます。

	オーガナイザー賞	SEV 賞	WAKO’ S 賞
1 位	トロフィー	商　品	商　品
2 位	トロフィー	商　品	商　品
3 位	トロフィー		商　品
4 位	トロフィー		
5 位	トロフィー		
6 位	トロフィー		

MARCH Race

公　示

これより明記いたします全ての Regulation は皆様のレース参加に当り、公平且つ安全なレースを円滑に楽しく開催できることを目的に企画設定した Regulation の為、参加する皆様は必ず厳守して戴きますようお願いいたします。
Series Sporting Regulation はレース参加の方法、及び賞典内容を、Technical Regulation は参加車両の許される改造範囲等を詳細に明記しております。Series Sporting Regulation 及び、Technical Regulation に明記されていない Regulation 内容に関しては、JAF 発行のモータースポーツイヤーブック及び JAF 国内競技車両規則、各レースオーガナイザー発刊の大会特別規則書、大会公式通知書及び、各大会のオフィシャルの指示にエントラントの義務として必ず従って下さい。

All For One Race Association(AFO) 連絡先
〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903
TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

オーガナイザー連絡先一覧

ニッサンスポーツカークラブ（SCCN）
〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903
TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

スポンサー

SEV

株式会社　和光ケミカル

第１条　大会

本レースは、国際自動車連盟 (FIA) のモータースポーツ競技規則、JAF 国内競技規則、本 Series Sporting Regulation、及び各レース競技会特別規則に従って開催される。全てのエントラントは、これらの諸規則に精通して、これらを遵守すると共に、各オーガナイザー及びオフィシャルの指示に従う義務を負うものとする。

第２条　組織

本レースは、All For One Racing Association(以下 AFO とする）統括のもと、ニッサンスポーツカークラブ（SCCN）により、一般社団法人日本自動車連盟公認によるレース大会がそれぞれ組織され各レースを盛り込み開催される。各競技会組織委員会、競技会審査委員会、及び競技長、その他オフィシャルは、各競技会特別規則書に示される。

第３条　各競技会のスケジュール及びレース距離、決勝出場台数

3.1) 各競技会スケジュールは、開催日程を参照願います。
3.2) レース距離及び決勝出場台数は、各競技会特別規則書に委ねられる。

第４条　参加資格

4.1) 有効な年度の JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所持者であること。
4.2) AFO が認めるドライバー

第５条　参加車両

5.1) 参加車両は、別項の Technical Regulation に合致した車両であること。

・MARCH Race（AK12、K12 及び MCRAK12）：
MARCH Race Technical Regulation 範囲内で改造された車両（オーテックバージョンを除く）。使用可能な車両は、MCRAK12(Cup 車両), AK12(3-door), AK12(5-door), K12 BODY のみ (1000cc 用 MT/AT)

第６条　広告スペース、ゼッケンおよびドライバーの表示

6.1) 広告スペースの提供

エントラントは、下記の規則を遵守しなければならない。遵守できない場合は、シリーズランキング除外とする。

A. フロントウインドステッカー→フロントウインド上部
※尚、ステッカーは、大会期間中に当該サーキットにおいて参加者に直接配布することとし、それ以前または各大会間に送付することはできない。
※フロントウインドステッカーは、自作も可能とする。但し、上端からガラス面に沿って 10cm の幅、ベースは白。

B. スポンサーステッカー　　→　両ドア下部

6.2) AFO が規定する当該レースのスポンサーと競合する参加者自身のスポンサーを当該レースのスポンサーの表示面と同一面に表示することはできない。

※ 1. A、B の各ステッカーへ、他のパーソナルステッカーを重ねて張る事は禁止される。また、6.1)、6.2). を遵守できない場合は、シリーズランキング除外とする。

6.3) タイヤメーカーの広告宣伝に関する制限：

指定タイヤ以外のタイヤメーカーに関する広告を下記範囲にて禁止される。

1) 参加車両のボディ全体

2) ドライバー着用のヘルメット及び、スーツ等の全体
3) チームスタッフ全体
4) スターティンググリッド上でのアンブレラ

6.4) 車体色　：　自由

6.5) エアロパーツ色　：　自由

6.6) ゼッケン

各レース車両のゼッケンは、AFO にて決定する。また、23 は、AFO にて使用する。参加車両に下記内容のゼッケンを貼り付けること。

①ゼッケン

- 文字サイズ：文字は縦 22cm 程度、線の幅 2..5cm 以上のサイズ。リアゼッケンは縦 16cm 程度、線の幅 2cm 以上のサイズ
- 文字色：黒のみとする。
- 文字体：ゴシック体

②注意事項

- ゼッケンは視認性に優れ、好デザインであり、はっきりと確認できること。
- ガムテープ等の応急処置ゼッケンは認めない。

6.7) ドライバーネーム

エントラントは、参加車両のクォーターウインドの左右にドライバーネームを貼り付けること。

- デザインは、ローマ字でゴシック体、色は白。
- サイズ：天地 7cm とする。
- 貼り付け場所は、クォーターウインドの左右。

6.8) プログラムなどの参加車両名

15 文字迄はスポンサー用としての使用して良いが 1 文字でも多い場合はオーガナイザーにより消されることになるので注意すること。参加車両名にはマーチを入れる。K12 の使用は不可とする。

6.9) ゼッケンベース・フロントウインドステッカー

ステッカー類は、有償支給となる。

フロントウインドステッカー	1 枚	￥3,500 円
ゼッケンベース大	1 枚	￥2,500 円
ゼッケンベース小	1 枚	￥2,000 円

第７条　レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則

装備品は、乗員の保護が最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため各種の装備が必要となる。競技運転者は、自らを保護するという認識のもと、モータースポーツに適した装備品を装着する必要がある。

JAF/FIA は、競技用ヘルメット、耐火炎レーシングスーツなど主な装備品について公認しているので、参加する競技に適した装備品を選定すること。きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者はきつ過ぎない着衣を身に着けること。

選手権統一規則、競技会特別規則、各サーキットが独自に定めている規則等が本付則より厳しい装備品（種類、仕様等）を指定している場合は、それに従うこと。

7.1) 装備品の種類

1）競技用ヘルメット　　装着義務

ＪＡＦ公認競技用ヘルメット、または、国際モータースポーツ競技規則付則 J 項のテクニカルリスト No.25 に記載された基準に適合したヘルメットの装着を強く推奨する。

2）レーシングスーツ（耐火炎レーシングスーツ）装着義務

3）バラクラバス (目出し帽)(耐火炎バラクラバス）装着義務
4）レーシングシューズ（耐火炎シューズ）　装着義務
5）レーシンググローブ（耐火炎グローブ）　装着義務
6）頭部および頸部の保護装置（FHR システム）装着義務
頭部及び頸部の保護装置 (FHR システム) を装着しなければならない。

2) から 6) は、JAF/FIA 公認の物の着用が義務付けられる。
7）アンダーウェア（耐火炎アンダーウェア）　装着推奨
8）ソックス（耐火炎ソックス）　装着推奨

7) ～ 8) は、国内格式以下のレース競技で、JAF 公認 /FIA 認定耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスを競技中常に着用することを推奨する。特に、燃料補給を伴う競技には着用を強く推奨する。

第８条　タイヤ使用本数制限

8.1) 予選・決勝スタート時までに使用できるタイヤの本数は４本とする。但し、耐久がある場合は除く。
YOKOHAMA ADVAN A050 MH（185/55-15) のみ

8.2) 全タイヤに対してマーキングが施され、予選、決勝スタート時まで公式スケジュールにはマーキングが施されたタイヤを使用すること。（但し、予選後のタイヤ交換申請の場合はマーキングが施される。決勝スタート後 (赤旗中断中を含み) のタイヤ交換は、8.7）を参照すること。

8.3) タイヤマーキング後の組み替えは禁止される。

8.4) タイヤのウォームアップ（タイヤウォーマー）、クールダウン、溶剤塗布などは禁止される。

8.5) タイヤに関する一切の加工は禁止される。

8.6) 予選終了までにバースト等のやむを得ない理由の場合は当該競技会技術委員長及び競技会審査委員会の判断により追加使用が許される。その際、予選終了後にタイヤ交換する場合、決勝レースは最後尾スタートとなる。グリッドは詰めて良い。また、交換申請は、予選終了後 30 分以内か、予選終了後暫定結果が発表される前までのどちらか時間が長いものを申請時間とする。

8.7) 決勝レース中 (赤旗中も含む) のタイヤ交換は、事故や接触において、技術委員長が特に認めたものに限り許可される。（耐久は除く）

8.8) タイヤの安全使用限界及び組み替え：
8.6),8.7) を含み、全てのタイヤの使用摩耗限界点は、いついかなる場合 (決勝終了時点まで) もスリップライン (1.6mm) を越えて使用してはならない。また、予選終了後のタイヤの組み替えは禁止する。

8.9) スリップラインの計測点に関して、タイヤ中央にあるスリップライン (1.6mm) が出てはならない。又、フラットスポットや車両との接触などに関しては考慮する。

第９条　テクニカルパスポート

本シリーズに参加するエントラントは、各競技会毎の車両検査時及び公式日程を通じて AFO が発行するテクニカルパスポートを常に携行し、技術委員及び競技役員より提示を求められた場合、提示を拒むことは出来ない。（タイヤマーキング、エンジン封印の履歴、車体ナンバー及び部品交換履歴なども記載する。）テクニカルパスポートの未記入や紛失した場合は、シリーズポイントより減算される場合がある。
テクニカルパスポートの記載欄が無くなるまで使用すること。記載欄がなくなった際には AFO からの指示で使用すること。

第 10 条　走行データについて（データロガー）

エントラントは、各予選、決勝終了毎に AFO に走行データを届ける義務がある。提出データはパーカル製品か、デジスパイス製品に限られる。届け出は、

10.1）予選後のデータロガー提出に関して

(1) 車両保管がある場合

①オーガナイザーからの指示による時間（例：車両保管開始から 30 分など）

②特に指示がない場合、車両保管終了後～ 30 分

(2) 車両保管がない場合：予選終了後、直ちに抜き取り、提出しなければならない。

(3) 提出先：AFO のスタッフ

データが提出されない場合、また AFO にて、データを抜き取った場合は、シリーズポイントより減算 (1 回につき－ 1 ポインントより、走行データの公開を求められた場合、これを拒むことは出来ない。また、データの公開は AFO の判断により随時公開することができる。

2017-04-09 - 1 R -Car001. log

- 2017-04-09：ロガーで設定
- 1：第 1 戦の意味
- R：決勝
- Q：予選
- Car001：車両 No.

※走行データ提出時の媒体：
各種使用メディア (但し、
使用できない場合、他のメディアでの提出を求める場合もある。）

※ファイル名に関して 提出するファイルは左記の　通り、名前を付け提出すること。

第 11 条　エンジン・トランスミッション 使用基数制限

年間を通じて使用出来るエンジン・トランスミッションは基本各 1 基とする。

全エントラントは、本シリーズに参加する最初のレースにおいて、AFO が指定する車両検査を受け、車体番号の登録及びエンジンについては封印を施さなければならない。但し、やむを得ない理由の場合のみ AFO（レース中は各競技会技術委員長と AFO と協議の上）の判断により封印を解除し、修理することが許されるが、封印を解除した状態での予選、決勝への出走は認められない。更に、嘆願書を各オーガナイザー宛に提出すること。

また、エンジン・トランスミッションの内部部品の交換作業、他の物への載せ替えが発生する場合は、AFO に届け出る必要がある。

※エンジン・トランスミッション封印に関して

11.1) 年間シリーズを通じて各 1 基に関して、車両価格を鑑み出来るだけコストの削減を行うために設定した。また、使用基数に関しては、特別な場合（後述する）を除き基本的に各 1 基とする。

11.2) 封印及び封印解除に関して

各レース前に於ける状態（AFO の指定した日に於ける検査）を封印し、レース中同状態を維持させるためのものである。但し、その封印は年間を通じて取り付けられていなければならず、特別な場合（後述する）とエントラント側の要望（年 1 回）で封印を解除する事がある。

11.3) 特別な場合とは

①使用基数に関して

練習を含みレース期間中にエンジン又はトランスミッションを破損した場合、エントラントは直ちに、破損した日、状況、ロガーデータ、写真などあらゆる手段を用いて、その状況をテクニカルパスポートへ記述し、AFO に連絡すること。AFO は、状況を確認の後、今後の対応に関して指示するものとする。よっ

て、変更されたものは後日、AFO によって再検査されるものとする。

②封印解除に関して

上記 ①でエンジン又はトランスミッションの変更許可が AFO より出た車両に関しては、封印解除を行うことが出来る。但し、AFO の指定した日に於ける検査において、封印が未実施の場合、各レースへの参加は認められない。また、封印解除に関しては、AFO の指示に従うものとする。

③シリーズ終了後の封印に関して

シリーズ終了後も、封印をしている際は次年度への使用を許可される。テクニカルパスポートも同様次年度へ繰り越して使用することが出来る。

第 12 条　ボディ破損時の注意事項

練習中及びレース中に車両を破損させ、ボディの交換が必要となった際には、以下の点に注意し、速やかに AFO に連絡しなければならない。

12.1) 破損した車両の処置方法及び代替えボディに関して AFO に連絡し、指示により実施すること

①中古車両を購入の場合、AFO へ中古車両の車体番号を連絡する。

②事故車両が MCRAK12 の場合は , コーションプレートを AFO に返却する。

③車両の修復に当たっては、日産自動車株式会社発行の「K12 車体修復要領書」に従い、車両の修復を行わなければならない。

K12 車体修復要領書 番号　Ａ７１５０６１

また、エンジンまたはトランスミッションまで交換が必要な場合は、AFO の指示により、封印を解除し、AFO に封印を返却しなければならない場合がある。

第 13 条　車両検査及び再車両検査における検査・失格

車両検査及び再車両検査において、当該レースの技術委員長、審査委員会及び AFO は封印を解除する権限を有する。

当該レースの車両検査において、失格裁定が下った場合は、当該レース競技会までのシリーズポイントを剥奪する場合がある。

第 14 条　参加申し込み

14.1) 各競技会オーガナイザーの指定する参加申込期間内に、所定の手続きに従って参加申し込みを行わなければならない。レースエントリーは全てオーガナイザー宛に提出する。

（注意事項）

①参加受付期間はレース開催の約 1 ヵ月前より開始されるので、事前にエントリー用紙をオーガナイザー宛に請求すること。

②参加申込は必ず受付期間中に完了すること。参加申込に関する不明な点はオーガナイザーに問い合わせすること。

14.2) 参加申し込み先

全 5 戦【詳細は開催日程を確認の事】

ニッサンスポーツカークラブ（SCCN）

〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16 五反田高砂ビル 903

TEL. 03(6421)7967　　FAX.03(6421)7968

第 15 条　参加料及び保険料

15.1) 参加料　￥３８，８００.（AFO+ 税込み）

15.2) 耐久レースに関しての参加料は、耐久レースの競技規則に記載される。

15.3) 保険料

ドライバーは 900 万円以上、ピットクルーは 400 万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。既に加入済みの場合は、その旨競技会オーガナイザーに申告するものとし、上記金額に満たない場合はその不足分について、各オーガナイザーの指定する保険に必ず加入しなければならない。オーガナイザーが指定する保険への加入を強く推奨する。

第 16 条　レース (耐久レース含む)

16.1) レースのスタートは定位置からのグリッドスタートとする。スタート方法、手順は各競技会特別規則による。

16.2) 完走周回数・公式予選通過基準タイム・レース成立周回数は、各競技会特別規則書に委ねられる。

16.3) 公式予選不通過者の決勝レース出場は、当該審査委員会に委ねられる。

16.4) 耐久レースが行われる場合は、競技規則は各オーガナイザーに委ねられる。尚、耐久レースは各シリーズに含まれ、かつ、ポイントも与えられる。

第 17 条　予選組分け方法

17.1) 各大会において、決勝出走台数を 20% 以上上回る参加申込があった場合、2 組以上に分けて予選を行うこともある。その場合、当該レース大会前の決勝結果を基に交互に行う。
また、レース不参加及び第 1 戦の場合はゼッケン番号を基に組み分けを行う。

17.2) 予選組み分け後の決勝グリット決定方法は、

1) 天候その他の条件が、A 組 ,B 組の間で大きく差異がない場合、予選のタイム順でグリッドは決められる。

2) A 組 ,B 組の間で大きく異なることがあった場合は各組の上位から交互に決勝グリットが与えられる。
また、決勝グリッド数が奇数の場合、最終グリッドは各組の予選タイムで 1 位から該当順位の予選タイムを比較し、タイム差が少ないドライバーに与える。

3) なお、差異があるかないかは、AFO により決定され、これに対する競技団及び AFO への抗議は認められない。

17.3) 参加台数が少ない場合は、他のクラスに併合されレースは行われる。その場合のグリッドは、他のクラスと併合されタイム順にグリッドは決定される。
但し、競技団と審査委員会で別途グリッドが決定された場合はそれに従う。

第 18 条　コンソレーションレース

18.1) 各大会において、最大決勝出走台数を上 回る参加申込があった場合、予選不通過車両を対象にコンソレーションレースを行う場合がある。

18.2) スケジュール等に関しては、当該大会の公式通知を以って参加者に公示する。

18.3) 予選組分けされた場合におけるコンソレーションレースのスターティンググリッドの決定方法は第 17 条 2.「予選組分け後の決勝グリッドの決定方法」に準ずる。

第 19 条　サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項、L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」（JAF モータースポーツイヤーブック参照）を遵守しなければならない。H 項違反、または L

項に違反し危険行為と判定されたドライバーは、当該競技での罰則とは別に、AFO からも下記の通り罰せられる場合がある。

19.1) 各競技会において、当該競技団からＨ項、Ｌ項第４章の危険行為と判定され、当該審査委員会からペナルティ（訓戒を含む）を課せられたドライバーは、当該シリーズの全てのオーガナイザー及びエントラントに公示される。ペナルティポイントとして、その年度に獲得したシリーズポイントより、ペナルティの軽重によりその都度、最低１～５ポイント削減される場合がある。

①大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。

本条項の「危険なドライブ行為」とは、

1) 衝突を起こしたもの
2) 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
3) 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
4) 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
5) FIA 国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項第４章２．に違反したもの等を指し、その行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。

１．信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則Ｈ項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。

すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。

２．追い越し

ａ）走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を１台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。

追い迫られている車両のドライバーが、そのバックミラーを十分に使用していないと思われる場合には、旗信号委員は、より速いドライバーがその者を追い越そうとしていることを知らせるために、青旗を振動表示する。青旗を無視したと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。

ｂ）追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れてはならない。順位を守るために２回以上進行方向を変更することは認められない。順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両１台分の幅をあけること。

ただし、順位を守るための２回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、大会審査委員会に報告される。

ｃ）ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とはみなされない。

理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、下記２．ｄ）を侵さずにドライバーは再び合流することができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合にのみ実施できる。走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、ドライバーは走路を退去したものと判断される。

d）重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、大会審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。

e）いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。

3．レース中における車両の停止

a）レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が、た退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。

b）車両がピットレーンの外側で停止した場合には、その車両がそこにあることが他のドライバーの危険とならないよう、あるいは妨げとならないよう、できる限り速やかに移動させなければならない。

ドライバー自身がその車両を移動させることができない場合、そのドライバーを援助することはコース委員の義務とする。このような援助が、結果としてドライバーのレース復帰につながる場合は、いかなる規則違反もせず、かつ利益を受けることなくそれが行われなければならない。

c）走路で実行される修理は、ドライバー自身により車載されている工具および部品を用いて行うことのみが認められる。

d）いかなる種類の補給も禁止されるが、当該車両が自己のピットに停車している場合は除く。

e）ドライバーと正規に指名された競技役員以外は車両に触れることは認められない。ただし、当該車両がピットレーンにある場合は除く。

f）走路上で車両を押すことは禁止される。

g）レースが中断されている間を除き、それがたとえ一時的にではあっても、サーキット上でドライバーによって放棄された車両は、いかなる車両であっても、当該レースを途中棄権したものと見なす。

19.2) ペナルティポイントは、参戦したシリーズのシリーズポイントより削減される。シリーズポイントが無い場合は、マイナスポイントが付けられる。

19.3) 上記ペナルティは、同年度内のみとするが、前年度実績として、翌年度のオーガナイザー及びエントラントに公示される場合がある。

19.4) ペナルティの種類

AFO は以下の場合、シリーズポイントよりペナルティとしてポイントをマイナスする場合がある。

①ロガーデータの未提出　- 1

②テクニカルパスポートの忘れ　- 1

③テクニカルパスポートの紛失　- 5

④ H 項、L 項違反や走路外走行、W ﾁｪｯｶｰ危険走行によるペナルティが発生したした場合は、罰則の軽重により最低　- 1 ～ - 5

第 20 条　賞典

20.1) シリーズ賞典 (詳細は賞典ページを参照の事)

ドライバーズポイントの合計上位 6 位までのドライバーに対し、賞典が授与される。但し、シリーズを通して 3 戦以上の参戦者をシリーズランキングの対象者とする。シリーズ対象車両が 12 台以下の場合は、授与されるドライバーの数はその数の 1/2 を超え

ない範囲で賞典が与えられる。

1	3 台まで	1 位のみ
2	4 台～ 5 台まで	2 位まで
3	6 台～ 7 台まで	3 位まで

4	8 台～ 9 台まで	4 位まで
5	10 台～ 11 台まで	5 位まで
6	11 台以上	6 位まで

■レディース賞

獲得したシリーズポイント及び成績係数 (成績 / 参加台数) を加味した最上位 1 名の女性ドライバーに与えられる。但し、年間を通じて 3 名以上の女性が参加している場合に、この賞典は設けられる。また、同ポイントの場合は、AFO で上記係数を加味して順位を認定する。

■エントラント賞

エントラント登録を行ったチームに対し、各戦上位よりポイントを与える。但し、同ポイントの場合は、第 21 条 4) により決定する。

■その他の賞

AFO はシリーズ賞以外に賞典を設けることがある。

20.2) 各大会賞典 (詳細は賞典ページを参照の事)

① 各大会の決勝レース結果にて第 6 位までのドライバーに対し、大会賞が授与される。

②各大会賞典は、参加した台数により下記の通り制限する。

1	3 台まで	1 位のみ
2	4 台～ 5 台まで	2 位まで
3	6 台～ 7 台まで	3 位まで

4	8 台～ 9 台まで	4 位まで
5	10 台～ 11 台まで	5 位まで
6	11 台以上	6 位まで

20.3) 仮表彰は、各レース、決勝出走台数に関係なく第 3 位まで仮表彰を行う。

第 21 条　シリーズポイント

21.1) 各大会のシリーズポイント

①各大会ごとに予選正式結果の上位 6 位までのドライバーに対し下記のドライバーズポイントポイント与える。耐久レースの場合は 1 ／ 2 ポイントを与える。

■ポイント表

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
ポイント	6	5	4	3	2	1

②各大会ごとに決勝レース正式結果の上位 10 位までのドライバーに対し下記のドライバーズポイントを、また、完走者には 1 ポイントを与える。耐久レースの場合は 1 ／ 2 ポイントを与える。

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位	完走
ポイント	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1

■ポイント表

シリーズ終了後の合計獲得ポイントの多い順に第 6 位まで決定する。但し、シリーズを通して 3 戦以上の参戦者をシリーズランキングの対象者とする。

21.2) 各大会のエントラントシリーズポイント

①上位者が登録されていない場合は、登録されている所から与え、同様に 2 位～ 6 位まで、繰り下げてポイントを与える。

②同一の登録チームが 1 ～ 6 位まで複数有った場合は、その登録された複数チームにそれぞれのポイントを与える。

③本レースに参加するチーム及び個人であれば登録可能。

■ポイント表

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位
ポイント	6	5	4	3	2	1

21.3) ペナルティポイントに関して

AFO は以下の場合、シリーズポイントよりペナルティとしてポイントをマイナスする場合がある。

①ロガーデータの未提出　　- 1

②テクニカルパスポートの紛失　　- 5

③ H 項、L 項違反によるペナルティが発生した場合は、罰則の軽重により　　最低 - 1 〜- 5

21.4) 同順位の決定

(1) 各シリーズにおいて同ポイントの順位決定方法

同ポイント者が存在した場合は次の方法の順でシリーズ順位を決定する。

①決勝 1 位の獲得数の多い者が上位。
②決勝 2 位の獲得数の多い者が上位。
③決勝 3 位の獲得数の多い者が上位。
④決勝 4 位の獲得数の多い者が上位。
⑤決勝 5 位の獲得数の多い者が上位。
⑥決勝 6 位の獲得数の多い者が上位。
⑦決勝 7 位の獲得数の多い者が上位。
⑧決勝 8 位の獲得数の多い者が上位。
⑨決勝 9 位の獲得数の多い者が上位。
⑩決勝 10 位の獲得数の多い者が上位。
⑪参戦数の多い者が上位。
⑫最終の順位の上位の者。
⑬ AFO が決定する。

第 22 条　シリーズ表彰式

シリーズ入賞者は、原則としてシリーズの表彰式に参加しなければならない。ただし、参加できない場合には、代理人を参加させる事。尚、シリーズ表彰式が開催されない場合には、別途 AFO より告知する。

第 23 条　本 Sporting Regulation に記載されていない事項

本 Sporting Regulation、Technical Regulation に記載されていない事項については、各大会特別規則及び公式通知または、Bulletin によって示される。

第 24 条　AFO の権限

24.1) 本スポーティングレギュレーション及びテクニカルレギュレーションにおいて、記載無き部分の疑義が生じた場合は、AFO の権限において裁定される。

24.2) AFO はオーガナイザーと協議の上、モラルハザード委員会を設け、走行の安全の一助とし、ドライバーへのジャッジを行うことが出来る。

第１条　総　則

本 Regulation は、JAF 公認レース競技会として国内で開催される MARCH Race 各シリーズに参加する全ての車両の製作、改造に適用され、競技車両の安全確保、性能均衡による競技の安全性の維持等の取り扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。
AFO は規定の変更を行う権利を留保する。但し、安全性の確保を目的とした変更は予告無く即時適用される。
また、不明な点に関しては、国内競技車両規則第３章・第４章・第５章に準拠し、AFO は規定の解釈を発表する場合もある。

〈第１章〉　車両の分類

第１条　競技車両（グループ）

MARCH Race Car（車両型式：AK12、K12 及び MCRAK12、但し、オーテックバージョンは除く）

〈第２章〉　競技車両の排気音量規制

国内で開催される JAF 公認レース競技会に参加する MARCH Race の車両は以下の排気音量に対する規制が適用される。

記

1. エントラントは開催場所の周辺の環境を守るために都道府県が制定した音量に関する規定およびオーガナイザーが決める排気音量に関する規定に従うこと。ただし、最大音量は、測定距離３mの場合、90dB(A) 以下とする。
2. 参加車両の音量に関する規定はＪＡＦ国内競技車両規則第４編付則「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」に従うこと。

〈第３章〉　一般規定

第１条　車両の定義

1.1）同一車両：
同一の生産系列に属し同一の車体構造 (外部および内部)、同一の機械構造部分および同一のシャシー構造 (モノコック構造の場合、このシャシーは車体と一体となっている) を有する車両をいう。 機械構造部分とはエンジン、駆動、懸架、操向および制動の諸装置をいう。

1.2）車両の型式 (モデル)：
車体特有の設計や外観、同一機械構造のエンジンおよび動力伝達装置によって区別できる生産系列の車両をいう。同一型式の判定には打刻又は NISMO 発行のコーションプレートが参照される。更に、AK12 及び MCRAK12 は同一型式として扱われる。

1.3）競技車両の確認：
競技車両の型式は打刻又は NISMO 発行のコーションプレートによって証明される。オーガナイザーは車両の検査のとき、または疑問のある場合、本 Regulation 及び販売会社のために発行された整備要領書、または、あらゆるスペアパーツを記載してあるカタログと照合する必要がある。
エントラントが提示を行わなかったときは、オーガナイザーは出場を拒否することができる。
エントラントは自分の車両が競技車両として、競技に参加できうる車両であることを証明するための本 Regulation 及び販売店のために発行された整備説明書、または、あらゆるスペアパー

ツを記載してあるカタログなどを常に携帯することが義務付けられている。

1.4）車　　体（ボディ）：

車体とは以下のことを意味する。

外側：完全に懸架されている車両のすべての部分で、空気の流れにさらされる部分。

内側：車室内の見える範囲のすべての部分及び荷物室。MARCH Race Car は完全に密閉されている車体構造に該当する。

1.5）電子システム：

1.5.1）クローズド・ループ電子制御システム

以下の条件を満たす電子制御システムを言う。

①連続的に実際値（可変制御）を監視するもの。

②フィードバック信号を期待値（参考可変値）と比較するもの。

③演算結果により自動的に調整するシステム。

例：シャシーの制御、電子クラッチ、ファイナル・ディファレンシャル、車高調整サスペンションなど。

1.5.2）ドライバーが作動させ、ひとつもしくは複数のシステムに作用する単純な自動でない電気スイッチは、電子制御とはみなされない。

1.6) データロガー

走行中の各部状況をセンサー等により数値データ化し記録するシステム。データはメモリーに蓄積され、走行後確認することが出来る。

1.7) 用　語：

①改造の定義に関して

修正加工：元の部品を使用することで旋盤加工、溶接、研磨などの機械加工などが許される。また、少なくとも原型から外観が著しく変更してはならない。

交　　換：同一の部品（部材）に交換することでありボルトオンを基本とする。従って、交換に際しての改造や修正加工作業は許されない。

追　　加：部品類を追加および新たに設置 (装着) することであり、取付けに伴う最小限の改造は 許される。

変　　更：同等の機能を有する（部材）に変更することであり、取付けに際して支持具（部）に対する最小限の改造が許される。変更には交換および修正加工作業が含まれる。

調　　整：部品および車体構造に対して改造や修正加工作業を伴わない整備作業。

自　　由：同一型式車両の部品を使用することなく、他社の部品へ変更ができる。

②その他

指定部品：指定部品に対する一切の修正・加工は禁じられる。但し、Bulletin 等で連絡されたものは除く。

付　　則：JAF 国内競技車両規則第４編付則を参照すること。

第２条 一般事項

2.1）適合性：

競技に出場するすべての MARCH Race Car は本章および第４章”安全規定” に従うことが義務づけられる。また､改造する場合は、その車両が属しているグループに対し許される範囲内とする。競技期間中いかなるときでも、車両がそのすべてにわたってこれらの規定を遵守していることを競技会の技術委員および審査

委員の求めに応じて説明および検証作業に応じることは各エントラントの義務である。

2.2）許される変更の限度：

MARCH Race Car は、各グループにより許される変更の限度があり、当該型式の車両に通常取り付けられている部品／仕様に対する改造および変更 (取り付け、取り外しを含む) の限度は本規定によって各グループに対し明白に定められている。許される変更の限度は本章 (一般規定) の他に、第４章の規定によって個々に定められている。このグループごとの規定に記載されていない事項については、本章に従わなければならない。

2.3）マグネシウム：純正部品を除き使用は禁止される。

2.4）ねじ山の修理：破損したねじ山は同一内径の新たなねじ山をきることによって修理することができる (ヘリコイル形式)。

第３条 寸法および重量

3.1）最低地上高：

車両の左右一つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。このテストはレース出走状態で (ドライバーが搭乗し) 平坦な面上で行われること。

3.2）最低重量：　820kg とする。

これらの重量は、出走可能な状態で一切の潤滑油、冷却水を満たし、燃料とドライバーを除く車両の真の最低重量である。競技中、いかなるときでも上記に記載されている最低重量より車両が軽くなってはならない。疑義がある場合、技術委員は、重量を検証するため、燃料タンク (複数) を空にすることができる。

3.3）バラスト：

１個あるいは数個のバラストによって最低車両重量を満たすことが許される。ただし、バラストは十分な強度を有する単一構造体で、工具によって、車室または荷物室の床に目に見えるように取り付けられ、封印できる構造でなければならない。上記条件を満たせば、１個のスペアホイールまたはリムをバラストとして使用してもよいが、当初の搭載位置に当初の取り付け方法で搭載しなければならない。

第４条 エンジン

4.1）気筒容積：1240cc

気筒容積：ピストンの上下運動により１個または複数の気筒内に生じる容積Ｖをいう。

$V = 0.7854 \times b2 \times s \times n$ で (b= ボア、s= ストローク、n= 気筒数)

4.2）車室内においての始動：

ドライバー席に着座したドライバーによって操作可能な、車両に搭載されている電気による始動装置を持たなければならない。

第５条 動力伝達系統

すべての車両は競技をスタートする時点において、正常に作動する後退ギアを含むギアボックスを搭載していなければならない。また、この後退ギアは正常に着座したドライバーによって操作できなければならない。

第６条 ホイール、スペアホイール

6.1）ホイール：

ホイールサイズは、第５章第４条４．３) を参照のこと。

コンプリートホイール幅の測定：ホイール幅は地上に置かれた車両に取り付けられた状態で測定する。車両はレース出走状態であって、ドライバーが搭乗している状態とする。ホイール幅の測定点は、地面に接している個所を除くタイヤ周辺の、いかなる箇所においても測定できるものとする。

コンプリートホイールの要素として、複合タイヤが装着されている場合、コンプリートホイールは、これらのタイヤが使用されているグループに関する最大寸法に合致していなければならない。

コンプリートホイールの幅：リムとタイヤを組合わせた幅をいう。

6.2）スペアホイール：スペアホイールの搭載は義務づけられない。

第７条 タイヤ タイヤは地表以外の部分と接触してはならない。

第８条 車　　体

8.1）ド　ア：すべての車両のドアは、開閉装置と蝶番を備えていなければならない。

8.2）ホイールアーチ：

車両のホイールアーチは暫定的な性格のものであってはならず、しっかりと固定されており、かつ、車体との間に隙間があってはならない。ホイールアーチはコンプリートホイールの上に張り出し、ホイールハブ中心から計測して、少なくとも車輪回転軸を通過する垂直線の前 30°，後 50°の範囲を効果的に覆うものでなければならない。

ホイールアーチのフランジ部は、タイヤとの接触を避けるために内側に折り曲げなければならない。合成樹脂の場合、その部分を最小限切除することが許される。

8.3）車　　室：

8.3.1) 車室とは、固定された前部隔壁と後部隔壁で仕切られた空間をいう。

8.3.2) ２ボックス車両等で、後部隔壁が明確な壁形状を形成されない構造で床面と連続している場合は、最後部座席シートバック背面直後で、当該面と同等の角度を持った面を想定後部隔壁とし、それと前部隔壁で仕切られた空間をいう。

8.3.3) ２座席車両で、当初から後部隔壁が存在しない場合は、前部隔壁と、２）で定義する想定後部隔壁または床の底部主平面（フランジを除いたサイドシル下面の直線部に平行な面）から立ち上がった面で仕切られた空間をいう。

8.3.4) 車室は、エンジンルーム、ガソリンタンク、オイルタンク、ギヤボックス、プロペラシャフトから隔壁で、完全に隔離されていなければならない。

8.3.5) 車室の隔壁は、堅固で防火性に富んだ材質を持つものでなければならない。（第４章“公認車両および登録車両に関する安全規定”第 17 条参照）

8.3.6) 危険性のある全ての物体《バッテリー（ドライバッテリーを除く）、可燃性のある物品等（車室内設置が認められるバッテリーを除く）》は、車室以外に搭載しなければならない。なお、車室内に取り付けが許される付属品とは、スペアホイール、工具、取り替え部品、安全装置、通信装置、バラスト (許されているもの)、ウインドスクリーンウォッシャー液容器、クールスーツ用諸装置をいう。

8.3.7) オイルタンクを荷物室取り付ける場合、漏油および耐火の隔壁で完全に仕切られていれば許される。

8.3.8) 車室内にヘルメットおよび工具の収納容器を設置する場合、その容器は難燃性の材質で造らなければならず、火災の場合に有毒ガスを発生してはならない。

第９条 電気系統：

電気系統の定格電圧は、イグニッションスイッチの供給回路の電圧を含み、オリジナルを保たねばならない。

第 10 条 燃料系統：

10.1）燃料－燃焼物

10.1.1）燃料は、通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）ガソリンでなくてはならない。オーガナイザーは JAF 国内競技車両規則に適合しない市販燃料を指定することが出来る。

10.1.2）複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し、空気を除き、その他の気体／液体／固体を混入して使用することは一切禁止される。

10.2) 燃料タンクの容量：

燃料タンク総容量 (主タンクと補助タンクを合わせた) は次の限界以下のものでなければならない。

(マーチレースにおいて当初の燃料タンクを使用する場合はその限りではない。)

気筒容積 1,000cc を超え 1,400cc までの車両 80 ﾘｯﾄﾙ

第 11 条　障害者用操作装置

国内競技車両規則第４編付則「アクセサリー等の自動車部品」６．に従った障害者用操作装置を装着することができる。ただし、健常者の使用は許されない。

〈第４章〉 安全規定

改造および付加物取付け等により競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

安全性確保の見地から、その事例は「AFOBulletin」にて広報される場合がある。

第１条 配管類

1.1）配管類の保護

燃料およびオイルとブレーキ配管は、外部から損傷を受けぬよう (飛石、腐食、機械的損傷等)、すべてを考慮して保護策をとらねばならない。また、室内には絶対に火災及び損傷を発生させない配慮を必要とする。

量産車の装備がそのまま維持される場合は追加の防護は任意。防音材および防振材等を取り除くことにより配管や配線類が露出する場合には適切なる防護策を講じなければならない。燃料配管について、金属部分が絶縁部品によってボディシェルから隔離されている場合は、ボディシェルと電気的に接続されていなければならない。

マーチレース参加車両で該当する場合は、下記内容にて実施する事。

1.2）仕様および取付け

量産の装備が保持されない場合は以下の適用が義務付づけられる。取り付け具は下記の仕様に従って製造されていなくてはならない。

①液体用配管の取り付け：

(1) 冷却水または潤滑油を収容する配管：車室外部になくてはならない。

(2) 燃料または油圧液を収容する配管：車室を通過してもよいが、第 4-1 図および第 4-2 図に従った前後の隔壁部分とブレーキ回路およびクラッチ液回路を除き、車室内部にいかなるコネクターも有さないこと。

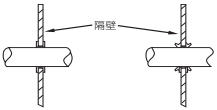

第 4−1 図

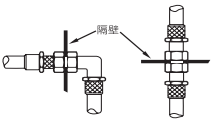

第 4−2 図

②液体用配管の仕様：

燃料配管、潤滑油は移管および加圧される油圧液を収容する配管の取り付け具は下記の仕様に従って製造されていなくてはならない。柔軟なものである場合は、これらの配管はネジ山のついたコネクター、はめ込み式のコネクター、あるいは自動的に密閉されるコネクターと、摩擦と炎に耐え得る（燃焼しない）外部網材を有していなくてはならない。

(1) 燃料配管の仕様（インジェクターへの連結部を除く）：135℃ (250° F) の最低 作動温度で 7 M Pa(70bar/1000 psi) の最低破裂圧力を有していなければならない。

(2) 潤滑油の配管の仕様：232℃ (450° F) の最低作動温度で 7 M Pa(70bar/ 1000psi) の最低破裂圧力を有していなければならない。

(3) 加圧下にある油圧液を収容する配管の仕様：232℃ (450° F) の最低作動温度で最低破裂圧力 28 M Pa(280bar/4000psi) を有しなくてはならない。
油圧システムの作動圧力が 14MPa(140bar/2000 psi) を超える場合は、作動圧力の少なくとも倍の破裂圧力を有していなくてはならない。

第２条 ブレーキ

2.1）ブレーキ

同一のペダルによって作動する二重回路。ペダルは通常、すべてのホイールに作動するものであること。制動装置のパイプに漏れもしくは欠陥が生じた場合でも、ペダルは少なくとも２つのホイールに作動しなければならない。量産車にこのシステムが取り付けられている場合は変更を必要としない。

2.2）駐車ブレーキ

駐車ブレーキ装置は左右同時に作動すること。

第３条 ファスナー（締め金具）の追加

フロントおよびリヤボンネットとトランクリッドには少なくとも２個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。ファスナーは赤 (もしくは対照的に目立つ色) の矢印で明示されなければならない。元のファスナーおよび開口を維持する装置 (ダンパー等) は作動しないように処理するか取り除くこと。

第４条 安全ベルト

安全ベルトは、その材質、取付方法などを含め「レース競技における安全ベルトに関する付則」に従ったフルハーネスタイプでなければならず、その肩部ストラップは幅 75mm 以上を有していなければならない（ヘッ

ドアンドネックサポート指定ベルトは除く)。
また、衝突時の「サブマリン現象」防止の観点から「脚部ベルト」を追加した5点式以上の装備・装着を強く推奨する。 安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

第５条 消火装置－消火系統

すべての車両は手動消火器を装備することが義務付けられる。手動消火器を自動消火装置に取り替えることが出来る。

5.1) 手動消火器

手動消火器とは消火器単体をドライバー等が取り外して消火を行うための消火器をいう。

5.1.1) 取り付け

各々の消火器の取り付けは、クラッシュ時の減速度２５Ｇがいかなる方向に加えられても耐えられるように取り付けなければならず、取り付け方向は車両の前後方向中心線に対し直角に近い状態であること。(リベット止めは禁止される) 金属性ストラップの付いたラピッドリリースメタル (ワンタッチ金具) の装着のみ認められる。(最低 2 箇所に装着することが 推奨される。)
全ての消火器は充分に保護されていなければならない。

5.1.2) 取り付け場所・取り外し

消火器はドライバーが容易に取り外せる位置に取り付けられなければならない。

5.1.3) 下記情報を各消火器に明記しなければならない。

－容器の容量
－消火剤の種類
－消火剤の重量もしくは容量
－消火器の点検日

5.1.4) 消火器の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から２年以内とする。(消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から２年を過ぎて使用してはならない。) 但し、２年毎の点検を継続したとしても消火器の製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することは出来ない。

- 消火器の製造者が、有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用 期限は製造期日 (又は初回充填期日) から 7 年間を目処とする。
- 消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年 (月) 表示である場合、有効 期間の起算日は当該年（月）の末日とする。

5.1.5) ２年毎に製造者、製造者が指定した工場、あるいは代理店などの有資格者による点検を受けること。外部が損傷している容器等機能／性能影響を与える恐れがあると判断される場合には、装置を交換しなければならない。

5.1.6) 仕　様

同一の消火剤を有する１つあるいは２つの消火剤容器とする。粉末２．０kg 以上の内容量、または、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｊ項目第２５３条に記された消火剤および内容量を装備すること。 すべての消火器は耐火性でなければならない。

5.2) 自動消火装置

自動消火装置とは、車両に固定された消火装置が、車室内とエンジンルームに対し起動装置によって同時に作動するものをいう。

5.2.1) 取り付け

各々の消火装置の容器は、いかなる方向にクラッシュ時の減速

度が加わってもそれに耐えられるように取り付けられなければならない。

5.2.2) 操　作ー起　動

２つの系統は同時に起動しなければならない。

いかなる起動装置も認められる。しかしながら、起動系統が機械式だけでない場合、主要エネルギー源からでないエネルギー源を備えなければならない。

運転席に正常に着座し、安全ベルトを着用したドライバーが起動装置を操作できなければならない。車両の外部のいかなる者も同様に操作ができること。外部からの起動装置はサーキットブレーカーに接して、あるいは、それと組み合わせて位置しなければならない。

また、赤色で縁どられた直径が最小 10cm の白い円形内に赤色でEの文字を描いたマークによって表示されなければならない。

ヒートセンサーによる自動起動装置が推奨される。

装置はいかなる車両の姿勢にあっても、たとえ車両が転倒した場合でも作動しなければならない。

5.2.3) 下記情報を各消火器に明記しなければならない。

ー容器の容量
ー消火剤の種類
ー消火剤の重量もしくは容量
ー消火器の点検日

5.2.4) 消火装置の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から２年以内とする。（消火剤の充填期日もしくは前回の点検期日から２年を過ぎて使用してはならない。）但し、２年毎の点検を継続したとしても消火装置（消火器）製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することは出来ない。

ー消火器の製造者が、有効年数あるいは耐用年数を定めていない場合、その使用期限は製造期日 (又は初回充填期日) から 7 年間を目処とする。
ー消火剤の充填日もしくは前回検査日の表示が年 (月) 表示である場合、有効期間の起算日は当該年 (月) の末日とする。

5.2.5) ２年毎に製造者、製造者が指定した工場、あるいは代理店などの有資格者による点検を受けること。外部が損傷している容器等機能／性能影響を与える恐れがあると判断される場合には、装置を交換しなければならない。

5.2.6) 仕　様

FIA テクニカルリスト No.16 の消火システム、または FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項目第２５９条１４に記された消火剤および内容量を装備すること。消火装置は耐火性でなければならず、また衝撃に対して防護されなければならない。消火剤の噴出ノズルは、ドライバーに直接消火剤がかかることのないように取り付けなければならない。（凍傷の危険）

5.2.7) 放射時間

車室内　　：最短３０秒／最長８０秒
エンジン　　：最短１０秒／最長４０秒
両方の消火器が同時に作動しなければならない。

第６条 ロールケージ

6.1) 総　則

ロールケージは AFO の指定部品を使用しなくてはならない。尚、乗員保護のため頭部等に接触のおそれのあるロールケージの部位は緩衝材で覆わなくてはならない。緩衝材は、難燃材を使用

しなければならない。
車体への取り付けに関しては、如何なる部分も車体へ溶接及び改造をしてはならない。
指定部品番号：
96100-RRK20 ロールケージキット (3-DOOR 用)
96100-RRK25 ロールケージキット (5-DOOR 用)

第７条 後方視界（室内ミラーおよび室外ミラー）：

後方視界は、リヤウインドウの少なくとも幅 50cm、高さ 10cm の範囲を見渡せる 1 つの室内ミラー、および 2 個の室外ミラーによって確保されなければならない。

第８条 けん引用穴あきブラケット

マーチレース車両は、前部の牽引フックは可倒式またはケーブルループ式でなければならない。但し、下記用件の②を満たすこと。
すべての車両はすべての競技に際し、前後にけん引用穴あきブラケットを備えなければならない。このけん引穴あき用ブラケットは、車両をけん引して移動するのに取り付け部分も含め十分な強度を有していなければならない。
車両が砂地に停車したときでも使用が可能な位置に取り付けられていなければならない。これらは、明確に視認でき、黄色、オレンジ色、あるいは赤色に着色されていること。
鉄製けん引用穴あきブラケットは下記の要件を満たすこと。

①材質は、スチール製でなければならない。
②最小内径：50mm (車両に装着した状態で直径 50mm および長さ 50mm の丸棒が通ること)。
③内径の角部はＲを付けて滑らかにすること。
④板製の場合、最小断面積 100m ㎡（取り付け部分も含む）
⑤丸棒の場合、最小直径１0mm 以上。

第９条 ウインドシールド

前面ガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。上端からガラス面に沿って 10cm の幅で「AFO 指定」のステッカーを貼付すること。その外側表面には、１枚あるいは複数枚の無色透明なフィルムを取り付けることができる。

第 10 条 ウインドシールドの安全固定装置

ウインドシールドの安全固定装置を自由に設けて良い。

第 11 条 サーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）

イグニションスイッチおよび燃料ポンプスイッチは、その位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。イグニッションスイッチおよび燃料ポンプスイッチを変更する場合、ON の位置が上、OFF の位置が下になければならない。
また、運転席および車外から操作できるすべての回路を遮断する各々独立した放電防止型のサーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）を装備しなければならない。これらはすべての電気回路を遮断できるものであり、エンジンを停止することのできるものであること。その場所は外部から容易に発見できる位置とし、赤色のスパークを底辺が最小 12cm の青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。引くことにより機能する車外操作部を持つサーキットブレーカーをフロントウインドシールド支持枠の下方付近に設置すること。
ただし、車両の構造上フロントウインドシールド支持枠の下方付近に設置することが不可能な場合、センターピラーあるいはクォーターピ

ラーの外部から操作可能な位置に装着することが許される。

第 12 条 安全燃料タンク

12.1）安全燃料タンク

安全燃料タンクを使用する場合、ＪＡＦまたはＦＩＡ公認の安全燃料タンクの使用が義務付けられる。安全タンクは約 5 年を経過した後に強度が急速に低下するため、ブラダーは製造者が検査し、次の 2 年間までの使用を保証しない限り、製造年月日から 5 年以上経過したものを使用してはならない。ただし、その場合でも製造年月日から 7 年を超えて使用してはならない。

コレクタータンクを別に装着する場合は最大容量 2 リットルまでとする。安全燃料タンク本体（燃料ブラダー）が、当初から耐火／耐浸透性のケース（コンテナ）に収納されていない場合、コンテナに収納してから車体に取り付けなければならない。

コンテナは、厚さ 1.0mm 以上のスチール、または厚さ 1.6mm 以上のアルミニウム、あるいはそれらと同等以上の強度を有することを証明できる不燃／不浸透性の材質で作られており、燃料ブラダーに記載されている表示項目（製造者名、型式、製造に用いられた基準、製造年月日、製造番号）を判読できる窓または表示項目内容の証明書類を備えていなければならない。

摩擦や異物混入による燃料ブラダーの損傷を避けるため、コンテナと燃料ブラダーとが密接にしていなければならず（付属品取付部を除く）、コンテナの内側に突起や鋭利な箇所があってはならない。

コンテナの車体への取付は暫定的であってはならず、また、取付によりコンテナが変形するようなことがあってはならない。MARCH Race Car については安全燃料タンクの装着を強く推奨する。

安全燃料タンクは当初の位置あるいは荷物室に取り付けることが許される。漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。また、荷物室に設置した場合、難燃性材料による隔壁を取り付けなければならない。燃料タンクの位置の変更に伴い軽量化、補強が生じてはならない。

当初の燃料タンクの移動によって生じた空間部をはめ板でふさぐことは許されるが、空気力学的効果が生じてはならない。取付けのための最小限の車体改造は許される。

取り付けに伴う燃料配管の変更は許される。

第 13 条　座席

13.1) 当初の座席を変更する場合、FIA 基準 8855-1999 または FIA 基準 8862-2009 に従ったものの使用が強く推奨される。なお、ヘッドレストは含まれていること。

13.2) 前部座席は後方に移動できる。しかし当初の後部座席の前端によって区切られた垂直面を超えてはならない。ただし、ヘッドレスト部分は考慮されない。

13.3) 助手席ならびに後部座席は、（それらのバックレストを含めて）取り外すことができる。

13.4) 当初の座席の取り付け具または支持具が変更される場合、支持具は以下のいずれかに取り付けられなければならない。

－座席を固定するために使用されている
　当初の固定点

－付則 J 項第 253-65 図に合致する座席固定用の固定点座席支持具は第

4-65 図に従って、最小直径8mm のボルトを使用し、1座席につき少なくとも 4 箇所で座席固定用の固定点に取り付けられなければならない。各取り付け点について、支持具、車体／シャシーと当て板の接触面積は最低40 ｃ㎡であること。

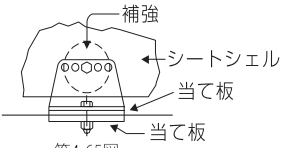

第4-65図

13.5) 座席は、直径が最低 8mm のボルトを使用し、座席の前部 2 ヶ所後部 2 ヶ所の 4 ヶ所の支持具で固定され、補強部は座席に結合されていなくてはならない。

13.6) 支持具と当て板の最低厚さは鋼鉄の場合は 3mm、軽合金の場合は5mm を有さなければならない。各支持具の前後方向の長さは、最低でも 60mm を有さねばならない。

13.7) 座席を調節するレールが使用される場合、当初から車両に設定されているもの、または座席と共に設定されているものを使用しなければならない。

13.8) 運転者席とサイドロールバーの間には機械装置の設置は許可されない。

13.9) 座席とドライバーの間にクッションを置く場合、このクッションに厚さは 50mm 以下でなければならない。

第 14 条 ライト

ガラス製のライト類に無色透明の飛散防止対策を施さなければならない。

第 15 条 床

防音材および防振材は取り外すことは許される。カーペットは取り外さなければならない。

第 16 条 内張

運転席と助手席のドアの内張りおよび車体のドア開口部のプロテクターを除き、内張りを取り外すことは許される。天井の内張りは、それが難燃材の場合を除き、取り外さなければならない。

第 17 条 火災に対する防護

火災の場合、火炎の直接の通過を防止するため、エンジンと搭乗者席の間に有効な防護遮へい物を取り付けなければならない。

第 18 条　ステアリングホイール

ステアリングホイールに切れ目があってはならない。

スイッチやメーター等を装着する場合、それらは突起した形状（トルグスイッチ等）であってはならず、トルグスイッチ以外のスイッチやメーターを装着する場合は、ドライバーと対面するステアリングホイールリム全体で形成される平面よりもドライバーに近いところに位置してはならない。緩衝パッドの装着を推奨する。

第 19 条　オイルキャッチ装置

オイルがコースに流出することを防ぐための確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。MARCH Race 参加車両は全てオイルキャッチタンクを使用しなければならない。気筒容積が 2,000cc までの車両に対しては 2 リットルの容積がなければならない。この容器は、プラスチック、あるいは、透明な窓を備えたものでなければならない。

19.1) トランスミッションの T/M ブリーザー用オイルキャッチタンクを取り付ける場合は、第 19 条に従って取り付けられなくてはならないがその容量については任意とする。
19.2) また、安全のためにブリーザーホースを延長し、オイルキャッチタンクへ繋ぐことを許可する。

第 20 条　圧力制御バルブ

ホイール上の圧力制御バルブは禁止される。

第 21 条　その他

車両に搭載する部品等（スペアホイール、工具類）は、確実に固定されなければならない。 ステアリングロック／オートドアロックは取り外さなければならない。

第 22 条　ネット

下記仕様に従ったネットをロールゲージに取り付けて使用することを推奨する。その場合は、ロールゲージへの加工は必要最低限に留めなければならない。

帯の最小幅　：　１９mm
網目の最小寸法：２５×２５mm
網目の最大寸法：６０×６０mm
範囲　：　ステアリングホイール中心より後方のフロントサイドウインドを覆うものとする。

〈第 5 章〉 Technical Regulation

第 1 条 車　両

1.1）定　義：量産ツーリングカー
1.2）資　格：車両は JAF 量産ツーリングカーとして登録された車両及び NISMO 販売のレース専用車両（コンプリートカー）NISSAN MARCH Cup Car（車両型式：AK12、K12 及び MCRAK12、但し、オーテックバージョンは除く）
1.3）基本車両：本車両は厳密に量産車及び指定された車両であり、基本車両（同一車両型式、同一エンジン型式）の資料と同一でなければならない。
1.4）基本車両の資料：公認書あるいは当該自動車製造者発行の国内向けカタログ、仕様書等。

第 2 条 許可される、もしくは義務づけられる変更と付加物：

本章によって許されていないすべての変更および調整仕上げは厳禁される。
車両に対して行うことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による摩耗、事故によって損傷した部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更および付加物の制限については、後記で規定される。これら以外に、使用による摩耗、事故によって損傷した部品は、いずれも、損傷した部品と全く同一の日本国内で販売されている部品によってのみ交換が許される。（但し、オーテックバージョンは除く。）
ただし、交換しようとする純正部品が、現存しない場合、部品販売により指示されたものを使用可能とするが、部品番号が変更になっていることを証明できなければならない。
オートマチック車両の車体への基本車両に設定されたマニュアルミッションの搭載、および搭載の為の最小限の改造が許される。
本章の規定にかかわらず、第 2 章「競技車両の排気音量規制」、第 3 章「一般規定」、第 4 章「安全規定」を守らなければならない。但し、

上記規定より本章の規定が厳しい場合は、本章を守らなければならない。
MRA より SEV 自動車用部品が公認部品として追加される。

第３条 エンジン

3.1）気筒容積：変更は許されない。

3.2）サーモスタット：自由。

3.3）クーリングファンおよびファンシュラウド：
取り外しおよび変更が許される。クーリングファンの変更に伴うファンシュラウドの最小限の変更は許される。また、ウォータラジエータ横の樹脂パネルに関して、安全を考慮し、ラジエータシェラウドから切り離すことを認める。
この場合、パネルの取り外しも認めるが、ボディ外板へテープなどを使用してはならない。また、パネルの切削加工を認める。更に、他の材質への変更も認める。但し、他の材質へ変更する場合は、難燃性板状のものに限り、ボルト・ナット等を利用して固定すること。難燃性の布・テープなどを貼り付けることは禁止する

3.4）エアクリーナー：
フィルターは自由。ただし、エアフィルターボックスは当初のままでなければならない。フィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックスとキャブレター、あるいは、スロットルボディー間のホースに補助的に取り付けられている装置（吸気音防止レゾネーター、ブロー　　バイガス循環ホース等）を取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。

3.5）オイルポンプ：シムおよびスペーサーによる油圧の調整機構に限り変更が許される。

3.6）オイルフィルター：自由。ただし、取付位置の著しい変更は許されない。

3.7）インジェクションシステム：
変更は許されない。ただし、プレッシャーレギュレータを交換する場合は、日産純正部品または、NISMO 製品でなくてはならない。

3.8）燃料ポンプ：
安全燃料タンクを装着した場合に限り、燃料ポンプを電気式ポンプに変更することが認められ、もとのポンプを取り除くことが許される。

3.9）バルブスプリング：変更は許されない。

3.10）バルブおよびバルブシート：変更は許されない。

3.11）カムシャフト：変更は許されない。

3.12）ピストンおよびコンロッド：
ピストンおよびコンロッドはバランス調整のみ許されるが、それぞれ１個が未加工品であること。
※４気筒の内、１気筒は未加工品 (工場出荷状態) であること。

3.13）ヘッドガスケット：同一エンジン型式の日産純正部品と交換することが許される。

3.14）オイルパン：
オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、および、温度センサー取り付けのための追加加工は許される。また、エンジンへの取付位置および取付け方法／作動原理を変えなければ、オイルストレーナの位置を変更することは許される。
※ CR12 のオイルパンは前後 (アルミ部分とスチール部分) に分かれるがどちらにも片寄り防止を施しても良い)

3.15) フライホイール：変更・修正・加工は許されない。

3.16) 電気系統：

●電気的に諸装置を調整できる調整装置（エンジンコントロールユニット等の全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されているものを除き車室内に設置されてはならない。

●点火装置は装着ブラケットを含み、改造は許されない。（マルチコイル方式等含む）

●取付け位置を除き、バッテリーは自由。取付ブラケット、ボルトの変更も許される。

●ボディアース線（アーシング）の追加、変更は許されない。

●配線：許された改造（カットオフ・データーロガーなど）を除き、一切の加工・修正を禁止する。但し、ABS センサーの配線取り回しを変更することは許される。

指定部品番号：

23710-RRK20　　エンジンコントロールユニット

エンジンコントロールユニットは、封印ステッカーを含む一切の改造は許されない。

3.17) 吸・排気系統：

吸入、排気マニホールドは国内向けの当初の部品と同一な日産純正部品との交換は許される。

3.17.1) 吸気系統：

シリンダーヘッド側のポート内面にバリ修正を行う場合、取り付け面より垂直に 5 mm 奥行の範囲に限り、許される。取り付け位置について、取り付け穴の修正によりポート合わせを行うことも許される。

3.17.2) 排気系統：

排気マニホールドは防熱措置を施すことは許されない。但し、SEV 製品は除く。また、オルタネータ側の防熱は許可される。

SEV 製品　　公認部品　BT-160

また、排気温度センサーを取り付けるための最小限の加工は許される。

指定部品番号：

20000-RRK20 エキゾーストパイプキット

208A0-RRK20 エキゾーストマニホールドエクステンション

20010-RRK20 エキゾーストフロントパイプ

20800-RRK21 スポーツキャタライザー

20300-RRK20 エキゾーストセンターパイプ

20100-RRK20 マフラー

20695-RRK20 エキゾーストジョイントベアリングシール

20691-RRK20 エキゾースト・ガスケット

マフラー（指定部品）の溶接接合部に亀裂が入った車両は、再溶接（パッチなどは不可) し、亀裂を塞ぐことが許される。なお、本件以外の再溶接は認められない。

また、マフラー及びスポーツキャタライザに関しては、年数と共に劣化が発生し、性能低下の原因となるため、マフラー全体の確認及びスポーツキャタライザーの中身の確認を実施すること。

3.18) シリンダーヘッドカバー及びインテーク、エキゾースト系の防熱処理に関して

1) シリンダーヘッドカバーへの防熱処理は禁止 .

2) エアクリーナボックスを含みボックスより前のダクトに関しては、防熱処理を禁止する。但し、SEV 製品は除く。

SEV 製品　　公認部品　BI-160

3.19) ウォーターラジエター：

車体側取付け部の変更がなければ容量およびラジエーターキャップ圧力は自由とし、ホース類も自由とする。但し、取付角度の変更は許されない。

3.20）エンジンオイルクーラー：
オイルクーラーの取り付けおよび変更は許される。元のオイルクーラーを取り外すことも許される。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

第４条 シャシー

4.1）クラッチ：
取り付け方法および枚数画の変更を行わなければ、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチスプリングの変更は許される。

4.2）トランスミッション、デファレンシャル：
同一型式内に設定されている日産純正部品への変更は許される。また、シフトパターンの変更は許されない。リミテッドスリップデフの取り付けに際し、最小限のトランスミッションケースの改造は許される。

指定部品番号：
38420-RRK20　　Ｌ．Ｓ．Ｄ．
38420-RSK25A　　Ｌ．Ｓ．Ｄ．

Ｌ．Ｓ．Ｄ．のトルク調整には、オーバーホールキットを使用すること、又、構成部品の変更を行ってはならない。さらに他の部品を使用し、トルクアップなどを行ってはならない。

部品番号：
3843S-RSK20　　オーバーホールディスクキット

4.2.1) オイルクーラー：
空冷式オイルクーラーおよび電動オイルポンプを取り付けることができる。その取り付け具は当該装置に対して最小限にとどめること。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

4.3）タイヤ：YOKOHAMA ADVAN A050 MH（185/55-15) のみ

4.3.1）タイヤサイズは 185/55-15 とする。

4.3.2）タイヤには、いかなる場合も、リグルーブを含み一切の加工も許されない。

4.3.3）タイヤの安全使用限界及び組み替え：
タイヤの使用摩耗限界点は、いついかなる場合（決勝終了時点まで）もスリップライン (1.6mm) を越えて使用してはならない。また、予選終了後のタイヤの組み替えは禁止する。
スリップラインの計測点に関して、
タイヤ中央にあるスリップライン (1.6mm) が出てはならない。又、フラットスポットや車両との接触などに関しては考慮する。

4.4）ホイール：

4.4.1）ホイールサイズは、下記を参照のこと。但し、径及び幅の異なるホイールを同時に装着してはならない。
ホイールサイズ　5.5J　6J　6.5J
標準ホイール：　6J × 15　OFFSET 50mm

4.4.2）ホイールの材質は、スチール製以外のものはアルミ合金製としJWL または VIA マークのあるものとする。

4.4.3）タイヤおよびホイールは、いかなる場合も車両の他の部分と接触してはならない。ホイールのオフセットは自由。ただし、スペーサーは禁止される。

4.4.4) ホイールナットはリムの最外側面よりはみ出してはならない。

4.5）ストラットおよびショックアブソーバ：

4.5.1) 公認申請
AFO 公認申請用紙に必要事項を記入の上、AFO に申請しなけれ

ばならない。

4.5.2) 公認

公認申請後、AFO で寸法（ハブとシェルケースの取り付け穴等）に関しての確認を実施し、公認を得たものは使用可能となる。この場合、Bulletin で案内される。また、公認された部品は市場流通していること。

4.5.3) フロント

車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければストラットおよびショックアブソーバの変更は許される。

当初から取り付けられているものを除き、シェルケースの別タンクシステムは許されない。また、シェルケースの材質の変更は許されない。

走行中に減衰力を変更できるシステムの搭載は許されない。

※ハブとシェルケースの取り付け穴に関しては、長穴加工、ボルト径などによる調整式であってはならない。

AFO 公認　54302-RRK20 フロントストラット RH
54303-RRK20 フロントストラット LH
ZS141B2R　ＺＥＡＬ MARCH Cup Sus
IMCN004F　RS ☆ R i ☆ SHOCK MARCH Cup

指定部品番号：54320-RRK21 アッパーマウント (ピロ)RH
54321-RRK21 アッパーマウント (ピロ)LH

公認部品は追加される場合がある。

4.5.4) リヤ

MCRAK12 と同じ取り付け、作動原理へ変更しなければならない。

AFO 公認　56210-RRK20 リヤショックアブソーバー
ZS141B2R　ＺＥＡＬ MARCH Cup Sus
IMCN004R　RS ☆ Ri ☆ SHOCK MARCH Cup

公認部品は追加される場合がある。

4.6）ストラットタワーバー：

車体への取付け位置、取付け方法および数を変えなければ変更することが許される。ストラットタワーバーが当初から取付けられていない車両の場合、ストラットタワーバーを、ストラットアッパー取り付けボルトのみを利用して取り付けることが許される。

4.7）スプリング：

MCRAK12 と同じ、車体への取り付け位置、取り付け方法、および作動原理に変えなければならない。但し、ヘルパースプリングを取り外すことも許される。

車高調整式への変更に伴うスプリングシートの変更および挿入物の追加も許される。

4.8）スタビライザーおよびスタビライザーブッシュ：

スタビライザーを取り付ける場合は、同一型式内に設定されている日産純正部品への変更は許される。また、取り付け取り外しは自由とする。

4.9）ブレーキ

4.9.1) ブレーキシュー、ライニングパッドおよびブレーキホースの交換、変更は許される。

4.9.2) 標準で冷却ダクトが装着されていない場合、または、標準で装着されている冷却ダクトを取り外した場合は、以下に従い冷却ダクトを装着することが許される。

標準の開口部を使用し、フロントのみフレキシブルダクトによる冷却ダクトの装着が許される。ただし、車体の外観形状に変更があってはならない。左右のダクトの各々の内径は 50mm 以下とし、その数は各々 1 本とする。

4.9.3) ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。サーボブレーキとの接続を外すことはできるが、取り外してはならない。

4.9.4) アンチロック装置との接続を外すこと、およびアンチロック装置を取り外すことは許されない。また、正常に機能しなければならない。

4.10) ステアリングホイールおよびステアリング：

ステアリングシャフトの変更または改造を行うことなく取り付けられるステアリングホイールとボスは自由。

但し、チルト機構に関しては、スペーサ等を含み一切の変更及び改造は禁止される。

また、ステアリングボスにクイックリリースシステム、ポップアップ機構、チルト機構（日産純正 K12 マーチ用部品以外）が含まれる物への変更は認められない。

ステアリングロックは機能を解除しなければならない。しかし、当該機能部分以外は変更されてはならない。パワーステアリングシステムの取り外しは許されない。また、パワーステアリングは正常に機能しなくてはならない。

4.11）ペダル類：

安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強（ボルトオンのみ）が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。

4.12）ラバーマウントおよびブッシュ類：

下記指定部品以外のラバーマウントおよびブッシュ類の変更は禁止される。

指定部品番号　11210-RSK20 エンジンマウントインシュレーター FR-RH
11220-RSK20 エンジンマウントインシュレーター FR-LH
11360-RSK20 エンジンマウントインシュレーター RR
54467-RRK20 フロントサスペンションメンバーブッシュ RR
55045-RRK20 リアサスペンションビームブッシュ

4.13）ドライブシャフト

ドライブシャフトブーツの材質を変更することが認められる。

第５条 車　　体

5.1）外観、形状：

車体の外観や形状を変更することは許されない。ただし、安全燃料タンク取り付けのための最小限の付加、切除は許される。また、ボディとエアロパーツの継ぎ目をテーピング等で目止めすることは補強または空力性能を変化させる為、禁止される。

但し、経年変化によるひび、亀裂等を補修することは許されるが、著しい補修により補強ととらえられるような行為は禁止される。

更に、エアロパーツは当初の取付以外に追加して取り付けることは許される。当初のエアロパーツを取付る場合は以下の部品を取り付けること。

また、取り外して参加することも許される。アンダーカバーを取り外すことは許される。

5.1.1) フロントエアスポイラー：

指定部品番号：62020-RNK20 フロントアンダースポイラー
62020-RNK25 フロントアンダースポイラー
RNK25 は、2005 年 8 月以降のバンパーに対応。

5.1.2) サイドスカート：

指定部品番号：76410-RNK20　サイドディフレクターセット

76410-RNK21　サイドディフレクターセット

5.1.3) リヤスポイラー：

指定部品番号：98100-RNK20　ルーフスポイラー
98100-RNK21　ルーフスポイラー
98100-RNK25　リヤウイング

5.1.4) アンテナ：アンテナは、ベース部から取り外さなければならない。取り外した後の穴は、塞がなければならない。

5.1.5) フロントバンパー：ナンバープレート取り付け部は、バンパー開口部を塞がぬように、プレートなどを利用し、取り付け部を覆うこととする。

5.1.6) リヤナンバープレート部：ナンバープレート取り付け部には、およそナンバープレートの大きさと同じサイズの板（素材は自由、色は黒）を用いて、広告スペースとして準備しなければならない。

5.2）板厚

車両のすべての車体パネルは常に基本車両の当初の材質および厚さと同一でなければならない。（± 10%の許容公差を認める。計測は平面もしくは大きな半径を有する部分で行われる。）

5.3）座席

ドライビングポジションを改善する目的で運転座席を交換してもよい。シートを交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同等以上でなければならず、車体側の取付け部の変更は許されない。

5.4）室内ミラーおよび室外ミラー：室内ミラーの追加を含め変更は許されない。

5.5）窓ガラス：

5.5.1) フロントウィンドウ

フロントウインドシールドは第４章“安全規定”第９条に適合しなければならない。

5.5.2) サイドウィンドウ

変更は許されない。サイドウインドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止対策を施すことを推奨する。

5.6）ドア：

5.6.1) 防音材を取り外すことは許される。ただし、取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものであってはならない。ウェザートリップ等の保護材を取り除くことは許されない。またボルトオンであってもサイドドアビームを取り外してはならない。
ドア内部に衝撃吸収のため難燃性の衝撃吸収材を充填することが許される。

5.6.2) 電気式巻き上げ装置を手動式巻き上げ装置に取り替えることが許され、取り替えに伴う最小限の改造は認められる。但し、5 ドアのリアドアの電気式巻き上げ装置の取り外しは可能。リヤガラスは密閉のままとする。

5.7）ライト：

前照灯、尾灯（ナンバー灯を含む）、制動灯（ハイマウントストップランプを含む）、方向指示灯は正常に作動しなければならない。

5.8）補助前照灯：取り付けは許されない。

5.9）補強：車体の補強は、スポット増し、面沿い溶接、当て板、溶剤など材料を用いた補強を含み一切禁止とする。但し、フロントウインドの窓枠のみ補強は許される。

5.10）補助的付加物：

補助的付加物の取り付け、もしくは取り外しは、許される（例えば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、エアコン、モール類、ホーン、エア

バック、リアワイパー等）が、配線の切除を含み、一切の加工・修正を禁止する。但し、追加メーターに関しては自由とするが、配線はカットオフのアウト側電源より取り、基本配線から電源を取ってはならない。
絶縁材を車両の床下、エンジン室、トランク内やホイール格納アーチ部から除去することは許される。シャシー／車体部にあって、ボルトオンで取り付けてある使用していない支持体は、それらが移動あるいは取り除くことができない機械的な部品を支持していない限り、取り外すことができる。

5.11）データロガー：
データロガー搭載に関し、運転席の計器 (メーター) の取り外しはこれを厳禁とする。データロガーの搭載は下記の指定部品のみとする。

指定部品番号	999MM-RRK20	データロガーキット
	999MM-RRK21	データロガー
	999MM-RRK22	データロガーブラケット
	999MM-RRK23	水温センサー
	999MM-RRK24	ディスプレイー延長ケーブル
	999MM-RRK26	電源ケーブル
	999MM-RRK27	パソコン接続ケーブル
	999MM-RRK29	スロットルハーネス
	999MM-RRK2A	ブレーキセンサーハーネス
	999MM-RRK2D	マグネットセンサー
	00931-RRK20	水温センサー取り付けアダプター
	46255-RRK20	油圧センサーバンジョーボルト
	46254-RRK20	ブレーキ油圧センサーユニオン
	46237-A4600	パッキングユニオン
	47240-AL500	油圧センサー

※ DigSpice 本体［取り付け取り外し可能部品］
999MM-RRK2E　Drift Box Kit
※パーカル製品以外で使用可能なデータロガーとして使用を認める。

第６条 配管・他：

6.1）配管：
オイルキャッチタンク等の取り付けに伴う最小限の変更のみ許される。

6.2）安全燃料タンク：
取り付けは自由。第４章「安全規定」第 12 条に基づき、MARCH Race 参加車両については安全燃料タンクの装着を強く推奨する。取付けるための最小限の車体改造は許される。但し、タンク下部の最低地上高は 10cm 以上であること。取り付けに伴う燃料配管の変更は許される。

6.3）室内冷却用ダクト：
ドライバーおよび室内補機類のための冷却ダクトを設置してもよい。ただし、外観形状の変更に伴うものは許されない。フレキシブルダクトをピラー等に簡易的に固定することなどは、外観形状の変更とはみなされない。

商　品
BIG POWER インテーク BI-160
BT-160 BIG POWER エキゾースト
NT-120 エキゾースト (120)
AL Type-R AL-R
ホイール Type-R
フューエル P·E
ラジエター R-1
ラジエター R-2
バッテリー
ロアアーム スポーツ
ロアアーム コンフォート
センターオン スポーツ
センターオン コンフォート

商　品
ヘッド バランサー P-1 HB P-1
ヘッドバランサー P-2 HB P-2
クランク C-1
クランク C-2
リンク +1 LINK+1
リンク +2 LINK+2
リンク LINK
S ブロック
ヘッドバランサー H-1 HB H-1
ヘッドバランサー H-2 HB H-2
AL(単品)
ホイール (単品)

MARCH Race ステッカー貼付位置

5Dr

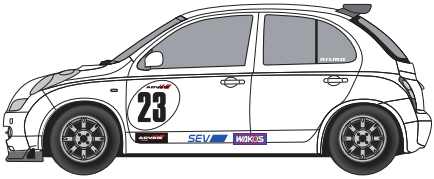

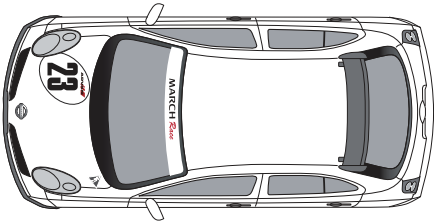

3Dr

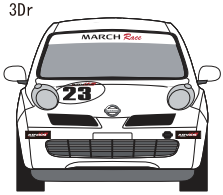

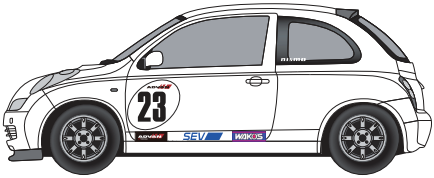

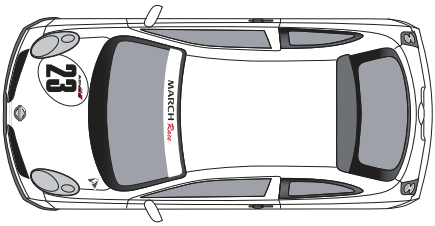

ALL FOR ONE RACING ASSOCIATION

〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903
TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968
http://www.afo.tokyo/
mail : info@afo.tokyo